

排出基準に適合していました。（表 1－60，表 1－62）

また、ばいじん及び焼却灰の測定結果は、それぞれ0ng-TEQ/g～14ng-TEQ/g，
0ng-TEQ/g～1.4 ng-TEQ/gの範囲にありました。

なお、ばいじんと焼却灰については、排出基準は定められていませんが、埋立処分等を行う場合に、処分基準（3 ng-TEQ/g）が適用されることから、設置者に対し適正処理について指導を行っています。

廃棄物焼却炉以外の特定施設 3 施設（アルミニウム合金溶解炉（うち 1 施設休止中）、クラフトパルプ漂白施設）についても、設置者による測定結果は全て排出基準に適合していました。

表 1－60 廃棄物焼却施設に係る設置者による測定の状況

焼却能力 区 分		50kg/h以上 100kg/h未満	100kg/h以上 200kg/h未満	200kg/h以上 2000kg/h未満	2000kg/h以上 4000kg/h未満	計
届出事業場数		18	73	37	14	136
届出焼却炉数		20	75	46	24	165
稼働炉		19	59	40	23	141
排出ガス	測定炉	19	57	40	23	139
	実施率(%)	100%	97%	100%	100%	99%
ばいじん	測定炉	測定可能炉：3 3	測定可能炉：41 39	測定可能炉：39 39	測定可能炉：23 23	測定可能炉：106 104
	実施率(%)	100%	95%	100%	100%	98%
焼却灰	測定炉	測定可能炉：18 18	測定可能炉：58 56	測定可能炉：40 40	測定可能炉：19 19	測定可能炉：135 133
	実施率(%)	100%	97%	100%	100%	99%

注1) 焼却能力が50kg/h未満で火床面積が0.5㎡以上の施設については、焼却能力が50kg/h以上100kg/h未満の欄に計上している。

注2) 届出事業場数は、焼却能力の異なる複数の炉を設置している事業場があるため、合計は一致しない。

注3) 稼働炉とは、年間を通じて休止・建設中以外の稼働中の焼却炉であり、かつ、設置後1年以上経過したもの。

注4) 測定可能炉とは、ばいじんについては、稼働炉から集塵装置がない施設数、ばいじんの発生が僅かで測定できなかった施設数を除いた施設数である。焼却灰については、稼働炉から構造上焼却灰の発生がない流動床炉の施設数等を除いた施設数である。

イ 行政による立入調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法等の適正な施行を確保するため、県は立入調査を実施しています。

平成21年度は、廃棄物焼却施設の排出ガス（7施設）と廃棄物最終処分場の放流水（7施設）及び地下水（7施設）の立入調査を実施しました。

調査結果は、全ての施設で排出基準（地下水については環境基準）に適合していました。（表 1－61，表 1－62）

4 P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度のことです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が、平成11年7月に公布、平成12年3月に施行され、このP R T R制度が導入されました。これにより、平成14年4月以降、対象業種（製造業など23業種）を営み、一定の要件を満たす事業者は、第一種指定化学物質（ベンゼン、ダイオキシン類など354物質）の環境への排出量等を、都道府県を經由して国（事業所管大臣）に届出が義務づけられ、国（環境省・経済産業省）は届出情報を集計・公表するとともに都道府県に届出情報を提供し、都道府県は、地域ニーズに応じて集計・公表をすることができます。

平成13年4月から対象事業者は、特定化学物質の排出量等を把握し、平成14年4月から、国への届出を開始しました。

平成21年度には、平成20年度の排出量・移動量について県内491の事業所から届出がありました。

事業者から届出のあった平成20年度の本県の排出量・移動量の全体の内訳は、総排出量・移動量約604トンに対して総排出量約405トン、総移動量約199トンとなっています。

排出の内訳は、大気への排出276トン（総排出・移動量比47%）、公共用水域への排出129トン（同21%）、土壌への排出0.2トン（同0%）、事業所内での埋め立て処分0トン（同0%）となっています。

また、移動の内訳は事業所外への廃棄物としての移動198トン（同33%）、下水道への移動0.5トン（同0%）となっています。（表1－63、図1－36）

表 1－63 排出量・移動量の業種別届出状況（平成20年度）

業 種		届出数	業 種		届出数
金属鉱業		1	製 造 業	精密機械器具製造業	0
原油・天然ガス鉱業		0		武器製造業	0
製	食料品製造業	9		その他の製造業	2
	飲料・たばこ・飼料製造業	7	電気業		1
	酒類製造業	1	ガス業		1
	たばこ製造業	0	熱供給業		0
	繊維工業	1	下水道業		24
	衣服・その他の繊維製品製造業	0	鉄道業		1
	木材・木製品製造業	2	倉庫業		5
	家具・装備品製造業	0	石油卸売業		8
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	鉄スクラップ卸売業		0
	出版・印刷・同関連産業	0	自動車卸売業		0
造	化学工業	2	燃料小売業		319
	農薬製造業	1	洗濯業		1
	石油製品・石炭製品製造業	1	写真業		0
	プラスチック製品製造業	0	自動車整備業		26
	ゴム製品製造業	1	機械修理業		0
	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	商品検査業		0
	窯業・土石製品製造業	2	計量証明業		0
	鉄鋼業	0	一般廃棄物処理業（ごみ 処分業に限る。）		35
	非鉄金属製造業	1			
業	金属製品製造業	5	産業廃棄物処分業（特別管理 産業廃棄物処分業を含む）		6
	一般機械器具製造業	2	特別管理産業廃棄物処分業		0
	電気機械器具製造業	16	高等教育機関		2
	輸送用機械器具製造業	2	自然科学研究所		2
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3	合 計		491

図 1－36 届出排出量・移動量の上位物質とその量（平成20年度）

